別記第6号様式（第9条関係）

|  |
| --- |
| 何告示第　　　号  公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百二十一条の規定により個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の額は次のとおりである。  　　　　年　　月　　日  管理者　氏名  一　施設の名称及び所在  二　坪数  三　費用額　　昼間　　夜間 |